

令和7年1月15日

【 会 計 検 査 院 】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について」（令和7年1月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における
教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について

<検査の状況の主な内容及び所見>

1 教育訓練費に係る上乗せ税額控除等の適用状況

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度を適用していた法人の数は延べ334,716法人、その税額控除額は6211億4495万余円となっていた。このうち、教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人の数は延べ12,861法人、その税額控除額は313億3881万余円となっていた（平成30事業年度～令和3事業年度）。

2 教育訓練費に係る上乗せ税額控除の仕組み、適用実態等

教育訓練費に係る上乗せ税額控除は、その適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となっている事項が異なる仕組みとなっており、税額控除額が教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人が負担した教育訓練費増加額を上回る状況が生ずることも想定される中で、実際に、教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人の大半（延べ12,861法人のうち延べ9,812法人（76.2%））において、当該教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人が負担した教育訓練費増加額を上回る額の税負担を軽減している状況が見受けられた。また、経済産業省等が税制改正要望に当たり参考にしていた研究における分析方法及び使用データを参考に、延べ9,970法人を対象にして教育訓練費が増加した場合の給与等支給増加額を算出し、これに対応する上乗せ税額控除の試算額を実際の上乗せ税額控除の額と比較したところ、実際の上乗せ税額控除の額の合計額は上乗せ税額控除の試算額の合計額と比べて157億6871万余円大きくなっていた。

これらのことから、適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となっている事項が異なる教育訓練費に係る上乗せ税額控除の仕組みは、政策目的である給与等の増加を促すために税負担の軽減を行う措置として、適切なものとなっていないおそれがあると認められた。

3 教育訓練費に係る上乗せ税額控除の検証等の状況

経済産業省等が作成した事前評価書をみたところ、直接的効果は把握されておらず、また、税収減を是認するような効果について適切に説明されているとは認められなかった。また、経済産業省等が作成した税制改正要望書には検証可能な数値目標及び要望措置の妥当性について記載されていなかった。今後、経済産業省等において教育訓練費に係る上乗せ税額控除を見直す場合には、特別措置の効果を検証することができる分析等を基に要望することが適切である。

所見：給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度における教育訓練費に係る上乗せ税額控除について、検査によって明らかになった状況を踏まえて、経済産業省等及び財務省において、その効果及び要望措置の妥当性を検証して、当該検証結果を基に経済産業省等において見直しを検討することが重要である。